

# 〈1〉大学における秘密情報の保護

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 大学連携推進室  
室長補佐 田村 直寛

## 1. はじめに

社会のグローバル化やIT技術の発展等により、大学をとりまく環境は大きく変化してきています。こうした環境変化の下では、大学は多様なリスクにさらされることとなります。その結果、大学では、自らの社会的信頼等を維持するため、こうしたリスクに対し適切なマネジメントを行う必要性が生じています。こうしたマネジメントには、教職員の利益相反マネジメントや、安全保障貿易管理・営業秘密管理といった技術流出マネジメントが含まれています。

近年では、特に、イノベーション創出を目的として、大学と企業の間の产学研連携活動が盛んになってきています。この結果、共同研究等を通じて企業から秘密として保持すべき情報（以下、「秘密情報」といいます。）が大学に持ち込まれるなど、大学が企業の秘密情報を保有し、これを取り扱う可能性が従前よりも増大しており、大学における適切な秘密情報管理への要請は年々高まっています。

経済産業省では、平成15年1月に策定した「営業秘密管理指針」（以下、「指針」といいます。）を基に、平成16年4月に、大学が自ら主体的に営業秘密管理指針を作成する際に留意すべき点を示すことを目的とし、「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）を策定しました。その後、平成27年1月に指針の全部改訂を行い、不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示しました。また、営業秘密とし

ての法的保護を受けられる水準を超えて、漏えい防止ないし漏えい時に推奨される（高度なものを含めた）包括的対策を示すため、平成28年2月に「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」（以下、「企業向けハンドブック」という。）を策定しています。

一方、指針や企業向けハンドブックは、主に企業を念頭においたものであり、学生が企業との共同研究に参加し当該企業の秘密情報を取り扱う場合における対策などの、大学特有の事情に配慮した記述がないことなどから、前述のガイドラインを新たに「大学における秘密情報の保護ハンドブック」（以下、「大学向けハンドブック」という。）と改題の上、平成28年10月に全部改訂を行い、公表しております<sup>1</sup>。

本稿では、大学向けハンドブックの内容を含め、大学における秘密情報の保護の在り方について紹介します。

## 2. 大学における秘密情報の実態について

### 大学に存在する情報の特性

大学は、自らが創出した研究成果や、入試情報、学内人事・財務情報や、企業との共同研究に際して相手先企業から提供を受けた研究情報等、様々な情報資産を保有しています。こうした大学が保有する情報資産は、何らかの形で社会に対して公表されることを前提としたものも多く、公開済みの研究成果等、秘密として管理する必要のないものがある一方、試験問題や特許出願前（未公開）の研究成果等

<sup>1</sup> 「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の詳細については、[http://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_corp/himitsujoho.html](http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/himitsujoho.html)も参照してください。

の、秘密として保持すべき情報（秘密情報）も存在しています。秘密情報は、一度でも漏えいすれば、その情報の資産としての価値が失われ、回復は非常に困難となります。場合によっては、漏えいによって、情報を保有していた大学の経営や信用に致命的な悪影響を与えることもあります。しかし、これらの秘密情報のうち、不正競争防止法で定める①秘密管理性、②有用性、③非公知性の要件<sup>2</sup>をすべて満たす情報については、不正競争防止法に基づく営業秘密として、漏えいした場合に民事・刑事措置が適用されるなど、法的保護を受けることができます。

さらに、大学内では、大学と雇用契約を締結して学術研究や教育を行っている研究者・教員のほか、教育を受ける立場にある学生、さらには、企業等からの出向者など、様々な背景・立場の人が活動を行っています。こうした様々な背景・立場の人が、日々、文書や電子媒体などを介して情報をやりとりしているわけですから、大学では、情報をやりとりする主体と扱われる情報資産との関係が複雑になります。

### 大学における営業秘密情報の管理実態

そこで、経済産業省では、大学における営業秘密情報の管理に関する実態について調査を行うため、平成27年度に大学・産業界の有識者から成る検討委員会<sup>3</sup>を設置し、大学を対象としたアンケート調査（全国の合計157の国公私立大学を対象。回収率50.3%）と、ヒアリングによる調査を実施しました。

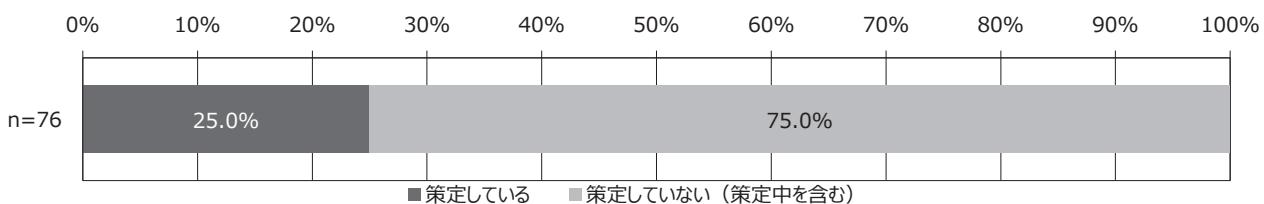
本調査において、大学における営業秘密情報の管理に関し、大学全体を対象とした規程や手続き等を

策定しているかとの問い合わせに対し、策定していると回答があったのは、全体の25%にあたる19大学であり、多くの大学において営業秘密に関する規程の整備が十分に進んでいないことが明らかになりました（図①）。ただし、策定していないと回答した大学の中には、大学の研究室が企業と共同研究契約を締結する際に守秘義務を課すなど、特定の秘密情報管理に関して具体的な対策を講じている大学もありました。

一方、各大学に対し、営業秘密管理に関する課題について調査を行ったところ、約半数の大学が、学内における情報のうち、どこまでを営業秘密として扱うべきかが課題であると回答しており（図②）、大学において保護あるいは管理すべき情報の種類に関し高い情報提供のニーズがあることがわかりました。

ところで、大学には学生が在籍していますが、大学は教育を行う機関であると同時に、研究を行う機関でもあるため、教育を受ける立場にある学生が、研究活動への参加を通じて営業秘密情報に触れるとも考えられます。そこで、大学に対して、営業秘密情報を含む研究活動へ学生の参加を認めているかどうかを調査したところ、回答があった大学の約70%において、学生の参加が認められており、多くの大学において営業秘密の管理を考えるうえで、学生の存在を考慮した措置が必要であることがわかりました（図③）。なお、営業秘密情報を扱う研究活動に学生が参加し、秘密情報を取り扱う際には、各大学において何らかのルールを定めますが、その内容としては、営業秘密保持に関する誓

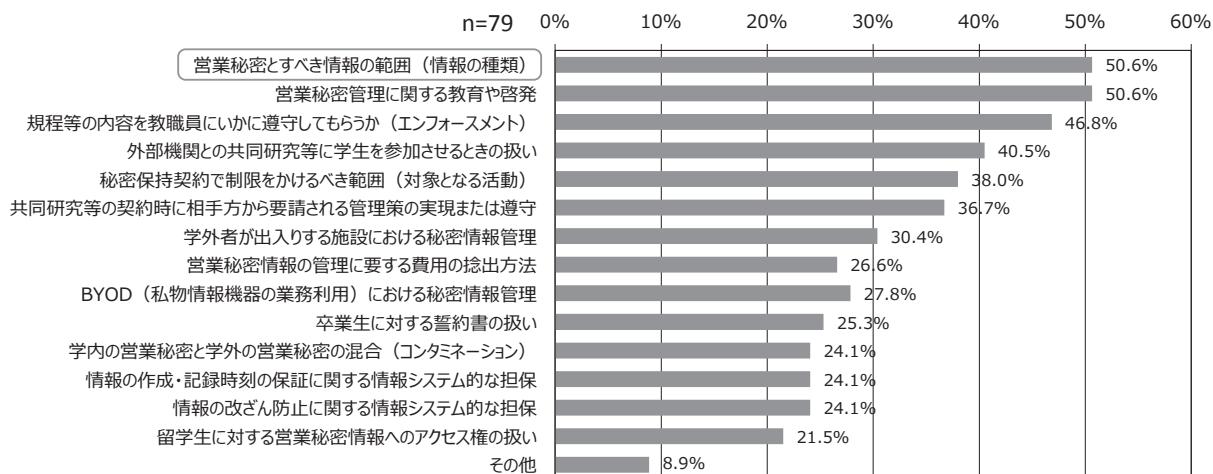
図① 規程等の策定状況



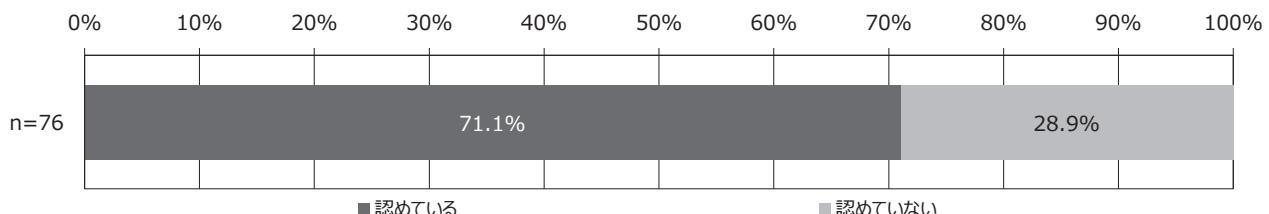
<sup>2</sup> 不正競争防止法第2条第6項は、営業秘密を、①秘密として管理されている（秘密管理性）、②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報（有用性）、③公然と知られていないもの（非公知性）、と定義しています。詳細については、指針の2頁～16頁を参照してください。

<sup>3</sup> 平成27年度産業技術調査事業：大学における営業秘密管理に関する実態調査

図② 営業秘密に関する課題



図③ 営業秘密情報を含む研究活動への学生の参加可否



約書の提出を求めるものや、研究終了後に学生が秘密保持すべき期間を設定するものが20~30%程度であり、営業秘密を扱う学生とリサーチアシスタント等としての雇用契約を締結したり、謝金や賃金を支払ったりすることで守秘義務を課しているケースは10%以下でした。

### 3. 大学における秘密情報の保護の在り方

大学が保有する秘密情報は、取得の経緯や内容、保有している主体等により、保護の程度は様々ですので、大学内でどのように保護していくべきかは、基本的に各大学によって異なりうるところです。そこで、大学が自らの保有する秘密情報に応じて、適切な管理を行う際の参考としていただくため、大学向けハンドブックの内容に沿って、今後、秘密情報を区別して管理するための規程等や体制を整備する大学を念頭に、秘密情報を保護するためにはどのような方法があるのかを、大学特有の事情を考慮しつつ紹介します。

#### (ア) 保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定

大学が秘密情報の保護を行うには、まず、自らがどのような情報を保有しているのかを把握し、秘密情報として保護すべき情報を選択することが必要となります。

「どのような情報を保有しているのか」を把握する際には、個別担当者の感覚等によりその判断にばらつきが生じないようにするために、プロジェクトや業務の規模、扱う情報の多寡等に応じて、学内で統一的な判断が可能となるような情報の把握方法をとることが望まれます。例えば、研究開発等の技術に係る情報の場合、秘密情報の管理を統括する部署が統一的な基準を示しつつサポートしながら、各研究室等の教員・研究者等に、その基準に則してそれぞれが有する情報を把握させる方法があります。

ただし、情報は、紙に記載されていたり、USBメモリ等の機器・媒体に記録された電子データ等のような形で存在するだけではなく、教職員が業務の中で記憶したノウハウなど文章化されず目に見えない形で存在する場合等があることに注意が必要です。

把握した情報については、情報が産み出す経済的

価値（大学保有特許等）、学外で利用されたり漏えいしたりした場合の損失の大きさ（どの程度社会的信用が低下してしまうのか等）、悪用されるような性格の情報か否か、契約等に基づき学外から預かつた情報か否か等の観点を参考に評価を行い、その情報が保護に値するものかどうかを判断します。

保護を要するものかどうかを判断する際には、想定される管理コスト、訴訟コスト（証拠収集等のための労力、費用、訴訟期間等）等のコスト、漏えいによって被るおそれのある損失、保護により得られる利益（損害賠償請求や侵害差止請求により取り戻すことが容易か否か）の総合考慮という観点から保護する意義がどの程度あるか、法令や他者との契約による特別の管理を求められる情報か否かという観点での判断が必要となる場合もあります。

これらの考えに基づき、秘密として保持することを決定した情報が、各大学における秘密情報となります。

#### (イ) 秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化

秘密情報は日々の活動（研究等）の中で活用されてこそ価値を発揮するものであることを踏まえると、すべての秘密情報に一律に厳格な管理を行うことは、円滑な活動の実施に支障を及ぼし、また管理コストの無用な増大を招く結果となります。例えば、企業等から受け取った秘密情報の漏えいをおそれるあまり、金庫のように常時鍵を掛けて誰も開けてはならない場所に保管して研究等に一切使わないのでは、その情報の真価は発揮されず、新たなイノ

ベーションを生み出すことにつながりません。情報の活用と管理のバランスを考慮した管理方法を検討していくことが重要です。

#### (1) 秘密情報の分類

秘密情報の分類にあたっては、各大学で取り扱う秘密情報の性質やその評価の高低、その利用態様等の事情に応じ、秘密情報を同様の管理水準であると考えられるものごとに分類した上で、その分類ごとに必要な対策をメリハリつけて選択することが重要です（表1）。なお、あまりに多くの分類数をしてしまうと、情報管理が煩雑となり対策が徹底されなくなってしまうなど、対策の有効性・効率性を低減してしまうおそれがあります。

#### (2) 分類に応じた情報漏えい対策の選択<sup>4</sup>

情報漏えい対策は、目的を考えずに闇雲に実施すると、業務への過度な制限や無駄なコストが発生する可能性があります。そのため、情報漏えいに対し、それぞれの対策がどのような効果を発揮するのかといった目的を意識し、効果的・効率的な対策を選択することが望されます。例えば、秘密情報を無断で複製したり持ち出すことを物理的、技術的に阻止することを目的とする場合には、秘密情報が記載された資料等の回収、学内のノートPCの固定、記録媒体の複製制限、教職員の私物USBメモリ等の携帯メモリの持込み・利用を制限することが有効です。また、情報漏えい等があった場合に、不正行為者の言い逃れを回避することを目的として、秘密情報の取扱い方法等に関するルールの策定と周知、秘

表1 秘密情報の分類例

3分類型		4分類型		情報の例
レベル2	機密として保護すべきもの	レベル3	漏えい等の事象が自学の業務等に深刻かつ重大な影響を及ぼすもの	機微情報、入試情報
		レベル2	漏えい等の事象が自学の業務等に重大な影響を及ぼすもの	成績情報、進路情報
レベル1	機密としての保護は要しないが、その漏えい等の事象が自学の業務等に影響を及ぼすおそれがあるもの	レベル1	漏えい等の事象が自学の業務等に軽微な影響を及ぼすもの	教職員出勤簿、出納記録
レベル0	保護不要	レベル0	保護不要	公開情報

<sup>4</sup> 大学における秘密情報漏えい対策であっても、例えば事務部門等における情報管理を対象とする場合などであれば、企業における秘密情報の漏えい対策をそのまま適用可能な内容も多くなります。そのため、大学において漏えい対策を講じる場合には、本稿で紹介する大学向けハンドブックのほかに、企業向けハンドブックも参照し、適切な対策を選択することもできます。

密情報の記録された媒体へ秘密情報である旨の表示を行うこと等により、教職員の秘密情報に対する認識を向上させることも有効です。

### (3) 秘密情報の取扱い方法等に関するルール化の考え方

ところで、上述したような対策を実効的に講じていくためには、その内容を学内のルールとしてとりまとめる必要があります。大学で取り扱う秘密情報、とりわけ、主に教員や研究者あるいは学生が関わる、研究開発等の技術に係る情報については、各研究室・研究科等の単位で、独自に管理している場合も多くあるものと考えられます。しかし、全学的に共通する基準等がない場合、各教職員等による個別判断が求められることとなり、類似の情報に対して全く異なる管理方法が選択される場合があります。このようなとき、本来ならば講じておくべき対策を行わなかったがために、情報が漏えいするリスクが高まり、場合によっては漏えいが発生してしまう可能性もあります。教職員や学生を情報漏えいリスクから守るためにも、部署・研究室等の単位ごとの個別対策のほかに、大学全体に共通する、一定の統一的なルール策定及びその周知、徹底を行うことが重要となってきます。

#### (ウ) 秘密情報の管理に係る学内体制のあり方

以上のような取組み全般を、真に実効的なものとするためには、それらの対策が一時的なものとならないようにする必要があります。そのためには、秘密情報の管理の実施状況を定期的にチェックとともに、状況の変化に応じた見直しを行うことができる学内体制を整えることが重要です。そこで、以下では、そのような学内体制の整備における基本的な考え方を示しつつ、学内体制の参考例も紹介します。

##### (1) 学内体制構築に当たっての基本的な考え方

秘密情報の管理は一旦対策を講ずれば完結するというものではなく、それが継続して実施され、状況の変化に応じて適切に見直しが行われるようにしていかなければなりません。秘密情報の管理に割くことができる費用や人員が限られている中で、網羅的な対策を実施することが困難である場合は、必ずし

もその全てを実施しなければならないというものでもありません。守るべき情報の種類等を踏まえて、適切と考えられる対策を選択して実施していくことが重要です。

また、秘密情報は全ての部門に存在することが考えられ、かつ、その漏えい対策は、知的財産、人事・労務、情報セキュリティ、法務などの多様な観点からの対策を必要とすることから、学内の個々の部門が、それぞれ独自に対策を行い、全体としての調整を欠いたままでは十分な対策を講ずることはできません。情報管理規程等の学内ルールの整備など、本来的に全学的に検討しなければならない対策も存在します。

加えて、秘密情報の漏えいが、その情報の価値を失わせるのみならず、社会的信用の低下や他者からの訴訟リスクなど、様々な損失を生じさせるおそれがあることを踏まえると、コンプライアンスの観点からも、経営層が、率先して学内体制の構築に関与していくという意識を持つ必要があります。したがって、経営層が、学内外に向けて、秘密情報の管理に取り組む姿勢（ポリシー）を明確に示し、学内の個々人すべてが、秘密情報の管理の当事者であるという意識を持って、継続的に対策を講ずることができる体制を整えることが重要となります。

どのような学内体制が望ましいのかは、事業の規模や性質によって異なりますが、経営層の積極的な関与の下、体制が単に形式的なものにならないよう留意しながら、秘密情報の管理が継続的に実施され、状況の変化に応じた適切な見直しを行うことができる体制とすることがポイントです。例えば、総合大学の場合、一般に、学部や付属機関毎で事情が異なり、独立性の高い運用をしているケースが多いことから、こうした部局間の調整を行うための横断的な組織（例えば「秘密情報管理委員会」という。）を設置し、全学的な権限をもつ当該組織の責任者（例：副学長、担当理事等）の指示に従って情報管理を行うことが適切と考えられます。また、秘密情報管理委員会が担う役割としては、例えば、学内規程の整備・見直しや、情報漏えい事案対応に係るルール（マニュアル等）の策定、秘密情報の管理のチェック・見直し等が考えられます。なお、学内に既に存在している横断的組織に同様の役割を担わせることも考えられます。

## (工) 秘密情報管理における学生の扱い

大学においては、教育サービスの受益者である学生が、研究活動を含む様々な活動を行っています。学生は、大学教職員と異なり、基本的に大学と雇用関係なく、秘密情報の管理に関する大学教職員向けの学内規程を適用することはできません。したがって、学生が学内の秘密情報に触れる場合に何らかの秘密情報管理を行わないと、当該秘密情報の漏えいが発生し、大学や共同研究先企業等にとって大きな損害が生じるおそれがあります。

そこで、漏えいリスクを少しでも減らすため、学生に対してどのような秘密保持の遵守等を求めることが望まれるかといった点についての検討が必要となります。その際には、情報資産の活用と管理のバランスを考慮しつつ、大学や学生といったステークホルダーが得られるメリットを勘案しながら実施していくことが重要です。例えば、产学共同研究の場において、学生を雇用し秘密保持義務を課すことは、コストがかかる一方で、人的リソースを確保することによる研究成果のコミットや、意図せぬ情報漏えいの可能性の軽減などといった観点から、大学、共同研究先企業双方にとってメリットがあります。また、学生にとっても、より本格的な产学共同研究活動に携わることが可能になるなどの教育・研究上の利点があると考えられます。

学生が秘密情報を扱う研究活動に参加する場合、研究活動への参加に際して、学生と取り決めるべき事項は、秘密保持の遵守、発明の取扱い等を含めて種々の事項があるので、それらを総合的に取り決めることが望ましいと考えられます。学生に秘密保持義務を課すにあたっては、教育を受けるために在学している学生の基本的な立場と、秘密保持義務により学生が学会発表や就職活動の制限等の不利益を被るおそれがあることに十分な配慮が必要です。秘密保持をはじめとして、学生に対して過度に広汎な義務を課すような場合は公序良俗違反（民法第90条）として無効となる余地も考えられます。こうした状況を踏まえ、学生の所属する部局の教職員は、こうした研究に学生が参加することで生じる学生にとってのメリットと、学生に課せられる義務とのバランスに応じて、研究への学生の参加の是非について予め検討しておく必要があります。

では、学生に秘密保持の遵守等を求めるには、ど

のような方法があるのでしょうか。一つは、学生を対象とした通則等での指示があります。ある学部、学科、研究科等の組織に所属する全ての学生に対し、当該組織を対象とした通則等において、研究への参加にあたり秘密保持の遵守等が必要となる旨示しておきます。通則等で指示しただけでは学生は義務を課せられた自覚に乏しくなるおそれがあるため、指導教員等が研究への参加を希望する学生に対する当該通則等の遵守（秘密保持の遵守等）に係る指導を徹底するとともに、ルールの周知徹底、教育のためのガイダンスや研修等を行うことで実効性を高めることが有効だと考えられます。

もう一つの方法として、学生に誓約書の提出を求めるのも考えられます。研究やインターンシップ等に参加を希望する学生に対し、秘密保持に関する誓約書の提出を求めます。この際、雇用関係ない学生に対して誓約書の提出を求める際に、強要と受け取られるような形で手続きを求めるることは適切とはいはず、あくまで学生の自由意思に基づいて提出してもらうべきものになります。誓約書の提出を求めるにあたって、研究に参加する学生と大学が雇用契約を締結して（リサーチアシスタント（RA）等）賃金を支払う場合もあります。学生が誓約書の提出を拒否した場合、大学は、そうした拒否が学生にとっての不利益とならないよう、他の研究テーマを与えるなどの対応を通じて、誓約書を提出した学生との間で教育上の格差が生じないように配慮することが求められます。

## 4. おわりに

大学においてどのような情報を秘密情報とし、それをどのように管理していくべきかは、大学の運営方針やリソースの多寡、秘密情報をやりとりする共同研究の相手方企業等との関係性により大きく異なりうるものであり、統一的な答えがあるわけではありません。したがいまして、本稿で紹介しました、大学における秘密情報管理に関する方法は、あくまで一例にすぎませんが、本稿あるいは「大学向けハンドブック」が、大学における秘密情報の在り方を検討する際の一助となり、結果として、产学共同研究の推進といった、大学における产学連携活動等が一層促進されることを強く期待しております。